

県内一斉! 12月9日(土) 相続に関する講演会・相続登記等相談会

会場 福井会場 福井県生活学習会館 ユー・アイふくい 福井市下六条町14-1
武生会場 福井地方法務局武生支局 越前市新町9-9-11
敦賀会場 福井地方法務局敦賀支局 敦賀市松栄町7-28 敦賀地方合同庁舎
小浜会場 福井地方法務局小浜支局 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎
※各会場とも無料駐車場あり(数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用願います。)

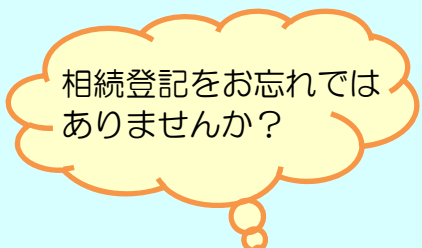
無料! 相続に関する講演会

- 第1部** 「相続(遺言)について」
午後1時00分から午後2時30分まで
講師: 公証人(ただし、小浜会場は法務局職員)
- 第2部** 「法定相続情報証明制度について」
午後2時35分から午後3時25分まで
講師: 法務局職員

※先着順、予約は必要ありません。



無料! 相続登記等相談会



- 時間** 午前10時から午後4時まで
(一人当たり30分以内) **秘密厳守!**
- 相談内容**
- ・相続登記に関するもの
 - ・法定相続情報証明制度に関するもの
 - ・土地の一部の遺産分割
 - ・未登記建物の相続に関するもの
 - ・遺言に関するもの etc

司法書士、土地家屋調査士等が相談をお受けします。
相談は**予約制**ですので、事前に電話(福井県司法書士会
Tel 0776-43-0601)でお申し込みください。

相談予約

福井県司法書士会
Tel 0776-43-0601

お問い合わせ

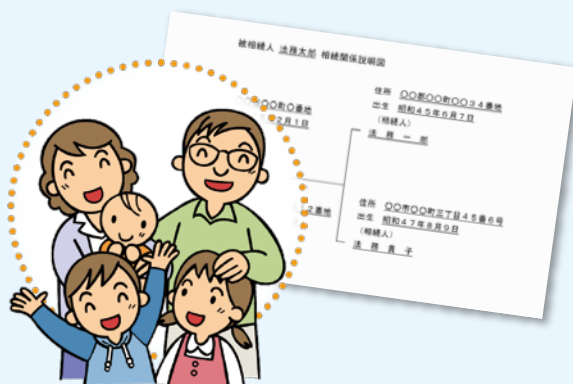
福井地方法務局
Tel 0776-22-5174

主催
福井地方法務局
共催
福井公証人会・福井県司法書士会・福井県土地家屋調査士会

「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクト (福井地方法務局&福井県司法書士会&福井県土地家屋調査士会)

相続人から依頼を受けた司法書士がすること

- 戸籍をたどって法定相続人を確認する
- 適式の遺言がない場合は誰がどの遺産を相続するかなどを決めて書類を作成する
- 登記に必要な添付書類を集める
- 相続による所有権移転登記の登記申請書を作り添付書類を整え、登記申請書類を管轄の法務局に提出する etc



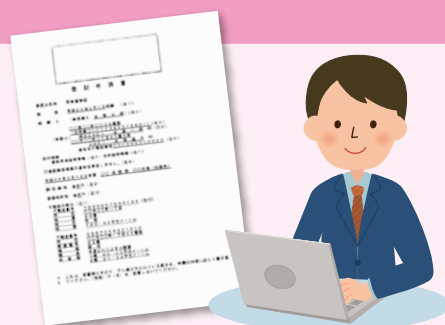
相続人から依頼を受けた土地家屋調査士がすること

- 相続した建物が登記されていないときに、建物を測量の上、建物の登記申請書類を作成し管轄の法務局に提出する
- 登記されている建物が増築等されているときに、建物の変更登記申請書類を作成し管轄法務局に提出する
- 一つの土地を分割する遺産分割協議がされたときに、土地を測量の上、分筆の登記申請書類を作成し管轄の法務局に提出する etc



法務局がすること

- 登記申請書の受付
- 書類を審査して必要に応じて補正を促す(補正できない場合は取下げ又は却下決定)
- 登記官が登記を実行する
- 登記識別情報通知書等を作成する etc



法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

日本司法書士会連合会のホームページから
ダウンロードできます。

法務省ホームページ「申請書の様式」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan4.html>

福井県司法書士会

司法書士総合相談センター 相談予約

0776-30-0771

午前10時～午後3時まで

無料
相談

福井県土地家屋調査士会

0776-33-2770

毎月第3水曜日 午後1時～午後4時まで

無料
相談